

平成30年加茂市議会6月定例会会議録（第3号）

7月4日

議事日程第3号

平成30年7月4日（水曜日）午前9時30分開議

第1 第30号議案から第36号議案まで

第2 第38号議案から第40号議案まで

本日の会議に付した事件

日程第1 第30号議案 平成30年度加茂市一般会計補正予算（第3号）

第31号議案 平成30年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第32号議案 平成30年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第33号議案 平成30年度加茂市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第34号議案 加茂市営住宅条例の一部改正について

第35号議案 新潟県中越福祉事務組合規約の変更について

第36号議案 市道路線の認定について

日程第2 第38号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（小池俊木氏）

第39号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（太田由紀子氏）

第40号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（捧一男氏）

○出席議員（17名）

1 番	三 沢 嘉 男 君	2 番	藤 田 明 美 君
3 番	白 川 克 広 君	4 番	佐 藤 俊 夫 君
5 番	大 平 一 貴 君	6 番	浅 野 一 明 君
7 番	滝 沢 茂 秋 君	8 番	保 坂 裕 一 君
10 番	森 山 一 理 君	11 番	山 田 義 栄 君
12 番	中 野 元 栄 君	13 番	安 田 憲 喜 君
14 番	茂 岡 明 与 司 君	15 番	樋 口 博 務 君
16 番	安 武 秀 敏 君	17 番	樋 口 浩 二 君
18 番	関 龍 雄 君		

○欠席議員（なし）

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市 長 小 池 清 彦 君 副 市 長 吉 田 淳 二 君

顧問	中野清君	総務課長 教育委員会 庶務課長	青柳芳樹君
企画財政課長 会計課長	武内豊君	税務課長	菅家裕君
農林課長 農業委員会 事務局長	和田正利君	商工観光課長 教育委員会 社会教育課長	明田川太門君
市民課長	青木敏男君	健康課長	井上毅君
建設課長	珊瑚保君	都市計画課長 水道局長 環境課長	樋口敏晴君
下水道課長	和田利政君	福祉事務所次長	藤田和夫君
教育長	殖栗敏夫君	教育委員会 学校教育課長	栢森耕太郎君
顧問	宇田滋君	教育委員会 文化会館次長 館長事務取扱	草野智文君
教育委員会 公民館長	有本幸雄君	教育委員会 図書館長	土田修也君
監査委員	坂中春信君	監査委員 事務局長	目黒博之君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	吉田裕之君	係長	美原弘美君
係長	石津敏朗君	主査	吉田和実君
嘱託速記士	臼杵加奈子君		

午前9時30分 開議

○議長（森山一理君） これより本日の会議を開きます。

議事日程第3号に入る前に市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（小池清彦君） おはようございます。

先般保坂議員の御質疑のときに、議員のほうから加茂市雪害予防計画というお話がありましたときに、私がそういうものは見たことも私はありませんとお答えしたのですが、保坂議員のほうからあれですよということで、それは除雪対策会議でいつも説明するものがこの加茂市雪害予防計画、こういうものでございまして、これが除雪対策会議の資料なのですけれども、初めに除雪対策会議と、こう書いてありまして、ここに加茂市雪害予防計画と書いてあるものですから、私がこれだとは気づかずにそういうお答えをしましたので、これについてのお話でありましたので、これでしたら毎年毎年これを除雪対策会議にかけてみんなで検討しておりますので、前回の私の発言の雪害予防計画というものにかかわる部分は削除していただけたらありがたいと存じます。そういうことで、これでしたらよくいつも見ておりますので、特に毎年説明しているものに変更がある場合は事前に私に相談がありますので、私がこれ

責任を持ってつくって除雪対策会議にかけているものでございます。

以上、よろしくひとつお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（森山一理君） これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 第30号議案から第36号議案まで

○議長（森山一理君） 日程第1、第30号議案から第36号議案までを議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、6番、浅野一明君。

〔総務文教常任委員長 浅野一明君 登壇〕

○総務文教常任委員長（浅野一明君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第30号議案平成30年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分について1件でありまして、これについて去る7月2日委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第30号議案のうち本委員会所管の部分について、内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（森山一理君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、3番、白川克広君。

〔産業建設常任委員長 白川克広君 登壇〕

○産業建設常任委員長（白川克広君） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第30号議案平成30年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分について外3件でありまして、去る6月28日委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第30号議案のうち本委員会所管の部分、第32号議案、第34号議案及び第36号議案の以上4件について、それぞれ現地の視察、内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（森山一理君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、5番、大平一貴君。

〔社会厚生常任委員長 大平一貴君 登壇〕

○社会厚生常任委員長（大平一貴君） 社会厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第30号議案平成30年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員会所管の部分について外3件でありまして、これについて去る6月29日委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第30号議案のうち本委員会所管の部分、第31号議案、第33号議案及び第35号議案の以上4件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（森山一理君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第34号議案加茂市営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第30号議案から第33号議案までの平成30年度各会計補正予算4件を一括して採決いたします。

以上4件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は各委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第35号議案新潟県中越福祉事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 第38号議案から第40号議案まで

○議長（森山一理君） 次に、日程第2、第38号議案から第40号議案までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第38号議案から第40号議案までは、人権擁護委員候補者の推薦について議会の御意見を求めるものであります。これは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、小池俊木氏、太田由紀子氏及び棒一男氏の再推薦について、議会の御同意をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森山一理君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第38号議案から第40号議案までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森山一理君） 御異議なしと認めます。よって、本各案件は、これに同意することに決しました。

○議長（森山一理君） 以上で本6月定例会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） 長い期間にわたりまして熱心に御議論をなさってくださいまして、本当にありがとうございました。心から厚く御礼申し上げます。その結果、私のほうで御提案申し上げました議案につきましては、全て御可決を賜りまして本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

また、この本議会を契機といたしまして、さらに加茂市政が前進していくものと思われます。本当にありがとうございました。

本格的な夏がやってまいりました。先生方におかれましては、どうか御健康にはくれぐれも御留意くださいまして、大いに御活躍くださいますように心から御祈念申し上げます。本当にありがとうございました。厚く厚く御礼申し上げまして御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

○議長（森山一理君） これにて平成30年加茂市議会6月定例会を閉会いたします。

午前9時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

加茂市議会議長

森 山 一 理

加茂市議会議員

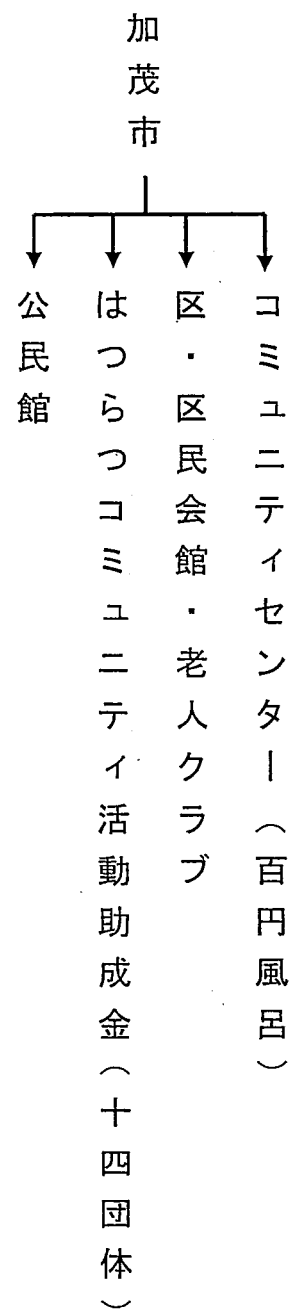
大 平 一 貴

加茂市議会議員

浅 野 一 明

加茂市議会議員

滝 沢 茂 秋



運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

平成30年3月 スポーツ庁

ガイドライン策定の趣旨等

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施を目指す。
- 義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用（多様な教育が行われている点に留意）。

1. 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
 - 都道府県は「運動部活動の在り方に係る方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
 - 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
 - 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2. 合理的でかつ効果的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン（H25年5月文部科学省）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底（学校の設置者等は、支援及び指導・是正）。
- 中央競技団体は、運動部活動での効果的・効果的な科学的トレーニングの指導手引を作成・公開。
- 運動部顧問は、指導手引を活用し、休業を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3. 適切な休業日等の取定

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医学・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 学期中は週当たり2日以上以上の休業日（平日1日、土日1日以上）
 - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休業（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長ども平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。

※（右上へ続く）

3. (3)の続き

- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休業日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
 - 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。
 - 地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。
- (2) 地域との連携等
 - 地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
 - スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

5. 学校単位で参加する大会の見直し

- 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方を速やかに見直し。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。

「新潟県部活動の在り方に係る方針」(概要)

基本方針(P2)

「生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動」

基本方針の実現のために

- ◎ 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保
 - ◎ 生徒の自主的、自発的な参加による部活動
 - ◎ 教員のワーク・ライフ・バランスの実現
- の3つの視点から取組を進めます

方針等の策定(P3)

- 県 → 新潟県運動部活動の在り方検討委員会(平成29年3月～)での議論を踏まえ、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)に則り、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を策定
 - 学校設置者(市町村教育委員会等)→ 国のガイドラインに則り、県方針を参考に「設置する学校に係る部活動の方針」を策定
 - 校長 → 学校設置者の方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定、公表
 - 部活動顧問 → 休養日等を明記した年間活動計画、毎月の活動計画を策定、校長に提出
毎月の活動実績を校長に提出

休養日、活動時間の設定基準(P4)

※文化部も準じて設定

<休養日の設定>

- 週当たり2日以上(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とし、年間100日以上、うち週休日等に50日以上(以上)の休養日を設定
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じる
- 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける

<活動時間の設定>

- 1日の活動時間は、長くて平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- 大会や練習試合等においては、活動時間が3時間以上になることがあるが、その後休養日を設けるなど、学校生活等に支障が出ないよう配慮する

適切な運動部活動指導(P5～P6)

※()内は主な内容

- 適切な運動部活動指導 (大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがない、バランスのとれた部活動の運営、指導。生徒のニーズを踏まえ、季節ごとに異なる競技種目を行う部活動等の設置。)
- 効果的な指導 (生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育み、発達の段階に応じた心身の成長を促進。生徒の主体的、自立的に取り組む力の育成。合理的でかつ効率的・効果的な活動の実施。)
- 体罰等の禁止 (体罰や生徒の人格を否定するような発言等のない指導の徹底。個人情報の適切な管理。)

部活動を支える環境整備(P6～P8)

※()内は主な内容

- 学校規模に応じた部活動の設置 (学校規模に応じ、各運動部において複数顧問制が可能となるような部数を設置。地域の実情や総合型地域スポーツクラブとの協働・融合等を考慮した種目選定。)
- 複数顧問制による運営 (生徒の安全確保や教員の負担軽減等の観点から複数顧問を設置。学校の実態に応じた部活動指導員の活用。)
- 部活動指導員 (単独での指導や引率が可能)、外部指導者(顧問に協力して技術指導を行う)等の活用
- 参加する大会等の精選 (生徒の疲労や保護者の経済的負担に配慮して、参加する大会を精選した年間活動計画の策定。)
- 保護者の理解と協力 (基本方針や年間活動計画等を保護者に明示。怪我発生時の速やかな状況説明。)
- 地域における協働・融合 (合同部活動や総合型地域スポーツクラブ等との協働・融合の検討。)
- 事故の未然防止 (安全管理体制の整備。生徒の健康状態の把握、活動状況の確認。)

今後の
取組

新潟県部活動在り方検討委員会を継続し、取組状況の確認や課題の整理等を行う
年間活動計画モデルパターンの作成、部活動指導者研修会の実施 など